

景観審議会の役割と景観行政の概要について

1 審議会の設置

- ・ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、上田市景観審議会を設置する。
(上田市景観条例第 3 4 条)

2 審議会の任務

- ・ 上田市景観計画その他景観に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議をする
(第 3 5 条)
- ・ 上田市都市景観賞の選定に関する審議 (第 3 3 条)
- ・ 行為の届出に関する審議 (第 1 5 条)
- ・ 景観形成重点地区の指定・基準 (第 7 条)、景観重要建造物等の指定・保存計画に関する審議 (第 2 3 条)

3 委員の任命

- ・ 委員数は 15 名以内で市民、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱します。(第 3 6 条)

4 委員の任期

- ・ 2 年 (第 3 7 条)
- ・ 委嘱の日から平成 28 年 11 月 30 日まで。

5 会議

- ・ 通常年 1~2 回程度 (半日または 1 日)(第 3 9 条)

6 景観審議会の開催状況について

平成 18 年度	景観法・景観計画及び平成 19 年度都市景観賞について
平成 19 年度	平成 19 年度上田市都市景観賞表彰選定 (1 回開催)
平成 20 年度	上田市景観計画 (中間報告) について (1 回開催)
平成 21 年度	平成 21 年度上田市都市景観賞表彰選定 (1 回開催)
平成 23 年度	平成 23 年度上田市都市景観賞表彰選定 (1 回開催)
平成 24 年度	上田市景観計画策定について (2 回開催)
平成 25 年度	平成 25 年度上田市都市景観賞表彰選定 (1 回開催)

7 これまでの景観行政施策の概要

【旧上田市】

平成3年3月	上田市都市景観形成基本計画策定	景観形成の基本的な方向を示す
平成4年	長野県景観条例の施行 上田市都市景観賞の開催	
平成5年	長野県屋外広告物条例の施行 都市景観デザインマニュアル作成	
平成7年3月	上田市景観条例、施行規則の制定	
平成7年10月	景観づくり講演会の開催	
平成8年3月	上田市景観形成事業補助金交付要綱告示（生垣推進事業ほか）	
平成11年	「21世紀に残したい上田の景観80選」を選定（市制80周年記念）	
平成12年	景観80選ウォーキング開催（18年以降は「景観ウォーキング」）	
平成15年	長野県「信州ふるさとの道ふれあい事業」（アダプトシステム）の実施	

【旧丸子町】

昭和40年	丸子八景の選定	
平成6年	千曲ビューラインに屋外広告物禁止区域を設定	
平成8年	花いっぱい運動開始	
平成15年	「丸子町景観形成基本計画」策定	
平成16年	丸子景観100選の選定	

【旧真田町】

昭和63年	町制30周年記念 真田八景の選定	
平成4年	花のまちづくり事業（町内全36区で実施）	

【旧武石村】

昭和41年	公民館事業として、トガを植え・育てる運動の実施（盆栽・生け垣など）	
昭和63年	村制100周年記念にトガ（＝イチイ）を村の木に制定	
平成2年	武石村育成会連絡協議会によるミニパークの花づくり（～現在）	

【上田市】

平成18年	旧4市町村が合併して、新たに上田市が発足 平成18年3月6日 新上田市全域に、平成7年施行の上田市景観条例を適用	
平成19年	花と緑のコンクールの開催	
平成24年3月	景観行政団体への移行	
平成25年3月	改正上田市景観条例、同施行規則の施行 上田市景観計画の発効	
平成26年	上田市景観ガイドライン作成	